

■「けいしんカードローン契約規定」の新旧対比表（平成 26 年 11 月 1 日）

変 更 後	現 行
第 3 条（利用限度額） 1. ～ 3. （略） 4. 組合は前項の規定にかかわらず、次の事由が生じたときに極度額を減額（極度額を「0」にすることも含みます。）することができます。 (1) 本規定に違反したとき、又は債務不履行があったとき。 (2) 私の信用<u>状態</u>に関して、組合の審査により組合が相当と認めたとき。 第 1 1 条（解約・中止） 1. 前条各号の事由が生じた場合、もしくは、<u>第 2 1 条第 1 項、第 2 項各号の事由があるとき又は、私の信用状態の変動を理由として保証会社から組合に対して申入れがあった場合には、</u>第 4 条の規定にかかわらず組合はいつでも新たな貸出を中止し、又は契約の解約をすることができます。 2. ～ 3. （略） 第 2 1 条（反社会的勢力の排除） 1. 私は、現在、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）</u>に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 (1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> (2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> (3) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> (4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること</u> (5) <u>役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 2. （略） 3. 私が<u>暴力団員等</u>もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切であると組合が認めた場合には、私は組合から請求があり次第、組合に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。 4. 前項の規定の適用により、<u>私に損害が生じた場合であっても私は、組合に対して何らの請求もできないものとします。又、組合に損害が生じたときには、私がその損害賠償責任を負うものとします。</u>	第 3 条（利用限度額） 1. ～ 3. （略） 4. 組合は前項の規定にかかわらず、次の事由が生じたときに極度額を減額（極度額を「0」にすることも含みます。）することができます。 (1) 本規定に違反したとき、又は債務不履行があったとき。 (2) 私の信用<u>状況</u>に関して、組合の審査により組合が相当と認めたとき。 第 1 1 条（解約・中止） 1. 前条各号の事由が生じた場合には、第 4 条の規定にかかわらず組合はいつでも新たな貸出を中止し、又は契約を解約することができます。 2. ～ 3. （略） 第 2 1 条（反社会的勢力の排除） 1. 私は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 (1) <u>暴力団</u> (2) <u>暴力団員</u> (3) <u>暴力団準構成員</u> (4) <u>暴力団関係企業</u> (5) <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> (6) <u>その他前各号に準ずる者</u> 2. （略） 3. 私が第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切であると組合が認めた場合には、私は組合から請求があり次第、組合に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。 4. 前項の規定により、<u>債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。</u>

以 上